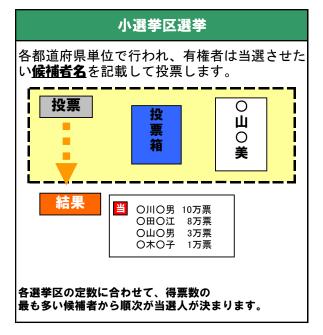
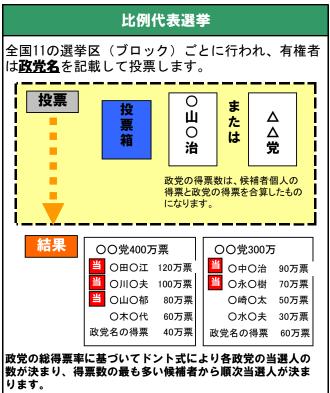
# 参議院議員通常選挙





※比例代表選挙については平成30年10月25日以降に期日が公示される参議院議員の通常選挙より 下記の制度が適用されます。

### 特定枠制度の導入

参議院比例代表選挙について、候補者の顔の見える、国民が当選者を決定する選挙とする観点から導入された非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、次のような特定枠制度を導入する。

## ○優先的に当選人となるべき候補者 の区分記載

政党その他の政治団体(政党等)は、 候補者とする者のうちの一部の者に ついて、優先的に当選人となるべき候 補者として、その氏名及びそれらの者 の間における当選人となるべき順位 をその他の候補者とする者の氏名と 区分して名簿に記載することができ る(特定枠)。

## 【名簿のイメージ】

候補者A 候補者B

優先的に当選人となるべき候補者 第1位 候補者 X 第2位 候補者 Y

.

#### ○候補者の間における当選順位

特定枠の候補者があるときは、

- ・特定枠に記載されている候補者を上位 とし(名簿記載の順位のとおりに当選 人とする)、
- その他の名簿登載者についてその得票 数の最も多い者から順次に定める。

# 【当選順位のイメージ】(特定枠 χ 人)

第1位 候補者X 第2位 候補者Y 特定枠記載者を 名簿記載の順位 のとおりに当選 人とする

第 χ +1 位 候補者 B 第 χ +2 位 候補者 A

特定枠以外の者 について得票数 の最も多い順

: